

大山町議会議長 杉谷 洋一 様

大山町議会議員 森本 貴之



平成29年大山町議会議員研修報告書

1	日 時	平成29年 8月 24日(木)～25日(金)	
2	研修地	全国市町村国際文化研究所	
3	研修内容	(内 容)	
		(1) 自治体予算を考える	全国市町村国際文化研究所
		(2)	
		(3)	
		(4)	
4	研修結果 又は概要 (意見・感想)	<p>『自治体予算を考える』 関西学院大学法学部 金崎健太郎</p> <p>自治体予算の原則</p> <p>・予算の意義 予算とは 一般会計年度(4月1日～翌年3月31日)の歳入歳出の見積り 住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎。</p> <p>予算の種類</p> <p>・当初予算/補正予算 通年予算/暫定予算 骨格予算/肉付け予算 一般会計予算/特別会計予算</p> <p>予算公開の原則</p> <p>・住民への公共サービスの提供⇨予算によって実現 予算について、住民に理解され、協力を得ることが必要。 予算の住民への公表、わかりやすい工夫が必要。 ・健全化判断比率等の公表・議会への報告等(財政健全化法)</p> <p>予算の提案と議決</p> <p>・予算は、会計年度が始まる前に議会で議決されなければならない。(法211①) ・首長は、年度開始前の一定の時期まで当初予算を議会に提出する。 都道府県・政令市 年度開始前30日(3月2日) その他の市町村 年度開始前20日(3月12日) ・予算の提案は地方公共団体の長に専属。議会・議員に提案権はない。</p>	

<p>研修結果 又は概要 (意見・ 感想)</p>	<p>議会における予算審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の修正 <ul style="list-style-type: none"> 一般には議決事項全般について議会の修正権が及ぶとされるが、増額議決について制限。議会は、長の予算の発案権（提出した予算の趣旨）を侵さない限りにおいて、増額議決ができる。（法 97②） ・ 発案権の侵害かどうか。 <ul style="list-style-type: none"> 新たな款項を追加、継続費・債務負担行為等に新たな事業を追加する修正はこれに該当する。 <p>予算の再議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算に関する議会の議決について、首長が再議に付す場合 <ul style="list-style-type: none"> 法令により負担する経費や義務費の削減・減額の議決は再議に付さなければならない。 ・ そのほか、予算に関する議決に首長が異議がある場合、再議に付すことができる。 <p>予算を伴う条例案と予算の関係（法 222）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長は「必要な予算上の措置が適格に講ぜられる見込みが得られるまでの間」は、議会に提出できない。 <p>予算のチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算全体への視点 1 予算規模 2 財源不足の発生有無 3 一般財源確保の状況 ・ 健全な財政運営の視点 1 将来の債務負担の見通しと制御 2 義務的経費の状況（人件費など） 3 基金の積立・取崩しの状況 4 行財政改革の推進 <p>〈所感〉</p> <p>今回の自治体予算を考える研修を受け、予算の基本的な流れ、歳入歳出の審議におけるチェックポイントを学びました。</p> <p>また、情報公開の重要性も学びました。予算をどのようにわかりやすく公表するかの工夫が必要であると感じます。ホームページなどでの公開は他の自治体との比較にもなるため、より工夫が必要であり、重要な情報公開ツールだと思います。この研修で学んだことを、議会活動を通し、さらに深めていきたいです。</p>
---------------------------------------	--